

○松阪市勤労者総合福祉施設条例

平成17年1月1日条例第167号

改正

平成20年7月9日条例第23号

平成25年12月18日条例第50号

平成31年3月28日条例第3号

令和3年3月26日条例第24号

ワークセンター松阪条例

(設置)

第1条 松阪市は、雇用の促進と勤労者その他市民の健康・福祉の増進及び文化教養の向上を図るため、次の施設を設置する。

名称 ワークセンター松阪

位置 松阪市上川町212番地1

(休館日)

第2条 ワークセンター松阪の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(1) 月曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(開館時間)

第3条 ワークセンター松阪の開館時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 火曜日から土曜日までは、午前9時から午後9時まで

(2) 日曜日及び休日は、午前9時から午後5時まで

(事業)

第4条 ワークセンター松阪は、次に掲げる事業を行う。

(1) 施設及び設備の利用に関すること。

(2) グループ活動の育成指導

(3) 各種講座及び研修に関すること。

(4) 文化事業、レクリエーション事業及び保健体育事業の開催並びに推進

(5) 職業、生活等の相談及び指導

(6) その他市長が必要と認める事業

(利用許可等)

第5条 ワークセンター松阪を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第6条 前条の規定により利用の許可を受けたものは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 設備器具の種類及び使用料の額は、規則で定める。

(使用料の減免)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は減免することができる。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
- (3) 第11条第1項の規定により指定を受けた指定管理者が施設の設置目的に沿った事業を行うとき 全額免除
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用できないとき。
- (2) その他市長が特に必要と認めるとき。

(目的外使用)

第9条 松阪市公有財産規則（平成17年松阪市規則第68号）第23条の規定に該当する場合は、ワークセンター松阪の目的以外のことに使用することができる。

(損害賠償)

第10条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が故意又は過失によりワークセンター松阪の施設、設備を損傷又は滅失したときは、利用者において原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第11条 ワークセンター松阪の管理は、松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年松阪市条例第9号）第6条第1項の規定に基づき市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に、ワークセンター松阪の管理に関する事業のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第4条に規定する事業に関すること。
- (2) ワークセンター松阪の利用及び利用料金に関すること。
- (3) ワークセンター松阪、設備器具等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長は、指定管理者に施設使用料を利用料金として当該指定管理者の収入として收受させるものとする。
- (2) 第2条及び第3条中「市長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が

必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第4条中「市長が必要と認める」とあるのは「指定管理者が必要と認めるものであって、あらかじめ市長の承認を得た」と、第5条中「市長の許可」とあるのは「指定管理者の許可」と、第6条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「別表に定める使用料」とあるのは「別表に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める利用料金」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第7条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第3号中「市長が特に必要があると認める」とあるのは「指定管理者が、特に必要があると認め、あらかじめ市長の承認を得た」と、第8条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2号中「市長が特に必要があると認める」とあるのは「指定管理者が、特に必要があると認め、あらかじめ市長の承認を得た」と、第10条ただし書中「市長が損害を賠償させることが適当でないと認めた」とあるのは「指定管理者が損害を賠償させることが適当でないと認め、あらかじめ市長の承認を得た」と、別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松阪市勤労者総合福祉施設の設置及び管理に関する条例（平成3年松阪市条例第11号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成20年7月9日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月18日条例第50号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第3号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日条例第24号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の松阪市地区市民センター条例別表第2の規定、第2条の規定による改正後の松阪市飯高総合開発センター条例別表の規定、第3条の規定による改正後の松阪市飯南コミュニティセンター条例別表の規定、第4条の規定による改正後の松阪市中川新町地域交流センター条例別表の規定、第5条の規定による改正後の松阪市福祉会館条例別表の規定、第6条の規定による改正後の松阪市隣保館条例別表の規定、第7条の規定による改正後の松阪市飯高老人福祉センター条例別表の規定、第8条の規定による改正後の松阪市飯高保健センター条例別表の規定、第9条の規定による改正後の松阪市松ヶ崎公園グラウンド条例別表第1及び別表第2の規定、第10条の規定による改正後の松阪市篠田山斎場条例別表第2の規定、第11条の規定による改正後の松阪市嬉野斎場条例別表の規定、第12条の規定による改正後の松阪市勤労者総合福祉施設条例第8条及び別表の規定、第13条の規定による改正後の松阪市産業振興センター条例別表の規定、第14条の規定による改正後の松阪市飯南和紙和牛センター条例第7条及び別表の規定、第15条の規定による改正後の松阪市飯高産業振興センター条例別表の規定、第17条の規定による改正後の松阪市飯高林業総合センター条例別表の規定、第18条の規定による改正後の松阪市都市公園条例別表の規定、第19条の規定による改正後の松阪市総合運動公園運動施設条例別表第1から別表第5までの規定、第20条の規定による改正後の松阪市子ども支援研究センター条例第8条及び別表の規定、第21条の規定による改正後の松阪市公民館条例別表第2の規定、第22条の規定による改正後の松阪市嬉野生涯学習センター条例第9条及び別表の規定、第23条の規定による改正後の松阪市中川コミュニティセンター条例別表の規定、第24条の規定による改正後の松阪市豊地農構センター条例別表の規定、第25条の規定による改正後の松阪市豊田農村集落センター条例別表の規定、第26条の規定による改正後の松阪市文化センター条例別表第2から別表第4までの規定、第27条の規定による改正後の松阪市文化財センター条例別表第2の規定、第28条の規定による改正後の松阪市松浦武四郎誕生地条例別表第2の規定、第29条の規定による改正後の松阪市飯南産業文化センター条例別表第1の規定、第30条の規定による改正後の松阪市総合体育館条例別表第1及び別表第2の規定、第31条の規定による改正後の松阪市阪内川スポーツ公園運動施設条例別表第1及び別表第2の規定、第32条の規定による改正後の松阪市波留運動公園条例第5条及び別表第2の規定、第33条の規定による改正後の松阪市飯南体育センター条例第6条及び別表第2の規定、第34条の規定による改正後の松阪公園グラウンド条例第3条の規定、第35条の規定による改正後の松阪市山村広場（飯南グラウンド）条例第5条及び別表第2の規定、第36条の規定による改正後の松阪市飯南そまびとグラウンド条例第4条及び別表第2の規定、第37条の規定による改正後の松阪市中部台テニスコート条例別表の規定、第38条の規定による改正後の松阪市東部テニスコート条例第4条及び別

表の規定、第39条の規定による改正後の松阪公園プール条例第4条、第6条及び別表の規定、第40条の規定による改正後の松阪市流水プール条例第3条、第6条及び別表の規定、第41条の規定による改正後の松阪市飯高B & G海洋センター条例別表第3の規定、及び第42条の規定による改正後の松阪市ソフトボール場条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料についてはなお従前の例による。

(使用料等の減免に関する経過措置)

- 3 第1条の規定による改正後の松阪市地区市民センター条例第7条の規定、第2条の規定による改正後の松阪市飯高総合開発センター条例第7条の規定、第3条の規定による改正後の松阪市飯南コミュニティセンター条例第6条の規定、第4条の規定による改正後の松阪市中川新町地域交流センター条例第7条の規定、第5条の規定による改正後の松阪市福祉会館条例第8条の規定、第6条の規定による改正後の松阪市隣保館条例第8条の規定、第7条の規定による改正後の松阪市飯高老人福祉センター条例第9条の規定、第8条の規定による改正後の松阪市飯高保健センター条例第9条の規定、第9条の規定による改正後の松阪市松ヶ崎公園グラウンド条例第6条の規定、第10条の規定による改正後の松阪市篠田山齋場条例第6条の規定、第11条の規定による改正後の松阪市嬉野齋場条例第8条の規定、第12条の規定による改正後の松阪市勤労者総合福祉施設条例第9条の規定、第13条の規定による改正後の松阪市産業振興センター条例第7条の規定、第14条の規定による改正後の松阪市飯南和紙和牛センター条例第8条の規定、第15条の規定による改正後の松阪市飯高産業振興センター条例第9条の規定、第17条の規定による改正後の松阪市飯高林業総合センター条例第9条の規定、第18条の規定による改正後の松阪市都市公園条例第13条の規定、第19条の規定による改正後の松阪市総合運動公園運動施設条例第6条の規定、第20条の規定による改正後の松阪市子ども支援研究センター条例第9条の規定、第21条の規定による改正後の松阪市公民館条例第8条の規定、第22条の規定による改正後の松阪市嬉野生涯学習センター条例第10条の規定、第23条の規定による改正後の松阪市中川コミュニティセンター条例第6条の規定、第24条の規定による改正後の松阪市豊地農構センター条例第9条の規定、第25条の規定による改正後の松阪市豊田農村集落センター条例第9条の規定、第26条の規定による改正後の松阪市文化センター条例第12条の規定、第27条の規定による改正後の松阪市文化財センター条例第14条の規定、第28条の規定による改正後の松阪市松浦武四郎誕生地条例第12条の規定、第29条の規定による改正後の松阪市飯南産業文化センター条例第8条の規定、第30条の規定による改正後の松阪市総合体育館条例第8条の規定、第31条の規定による改正後の松阪市阪内川スポーツ公園運動施設条例第10条の規定、第32条の規定による改正後の松阪市波留運動公園条例第6条の規定、第33条の規定による改正後の松阪市飯南体育センター条例第7条の規定、第34条の規定による改正後の松阪公園グラウンド条例第5条の規定、第35条の規定による改正後の松阪市山村広場（飯南グラウンド）条例第6条の規定、第36条の規定による改正後の松阪市飯南そまび

とグラウンド条例第5条の規定、第37条の規定による改正後の松阪市中部台テニスコート条例第10条の規定、第38条の規定による改正後の松阪市東部テニスコート条例第6条の規定、第39条の規定による改正後の松阪公園プール条例第7条の規定、第40条の規定による改正後の松阪市流水プール条例第4条、第41条の規定による改正後の松阪市飯高B & G海洋センター条例第13条の規定、及び第42条の規定による改正後の松阪市ソフトボール場条例第10条の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料の減免から適用し、同日前の使用に係る使用料の減免についてはなお従前の例による。

別表（第6条関係）

施設名		時間区分及び使用料			
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	
本館	研修室	3,600円	4,190円	3,630円	
	会議室	3,140円	3,530円	3,140円	
	視聴覚室	3,940円	4,580円	4,290円	
	多目的ホール	団体 冷暖房あり	7,820円	10,320円	7,820円
		冷暖房なし	3,960円	5,850円	4,410円
	個人	当日受付のみ	300円	300円	300円
		年間利用	6,000円		
第一別館	1階会議室	2,500円	2,830円	2,500円	
	2階会議室	3,610円	4,290円	4,290円	
第二別館	第1講習室	2,330円	2,720円	2,330円	
	第2講習室	2,330円	2,720円	2,330円	
	和室	2,130円	2,390円	2,130円	

	料理講習室	3,870円	4,540円	3,870円		
	多目的ホール	3,500円	4,240円	3,500円		
	会議室	1,180円	1,270円	1,180円		
		時間区分及び使用料				
	施設名	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時30分から午後8時30分まで
体育施設	多目的グラウンド	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円	1,480円
	照明	1時間につき1,100円				
	団体(1面)	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,570円
	個人(当日受付のみ)	400円	400円	400円	400円	400円
	照明	1面1時間につき220円				

備考

- 1 市内に事務所を有する労働関係団体の集合組織が勤労者の福祉の増進又は文化教養の向上のために利用する場合においては、上記使用料の額に2分の1を乗じた額を使用料とする。
- 2 本館多目的ホール及び体育施設テニスコートにおける個人利用は、団体予約がない場合に限る。
- 3 営利又は営業上の目的で使用する場合は、平日にあっては使用料の1.5倍、日曜日及び休日にあつては2倍とする。